

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

1. 環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に必要な締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとする。（関税法施行令第4条の2、第4条の12、第36条の3、第51条の12及び第61条関係）
2. 環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品の指定及びその修正の適用に関する所要の規定を整備することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2～第19条の10及び別表第1関係）
3. 環太平洋協定に基づく関税の免除の対象とならない加工又は修繕の指定及びその免除の適用を受ける場合の手續に関する所要の規定を設けることとする。（関税暫定措置法施行令第31条の2及び第31条の3関係）
4. 環太平洋協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品の指定及びその譲許の便益の適用に関する所要の規定を整備することとする。（関税暫定措置法施行令第32条及び第33条関係）
5. 環太平洋協定に基づく関税の譲許の便益を適用しなかった貨物について、輸入の許可の日から1年以内に行う賦課決定の請求の手續に関する所要の規定を設けることとする。（関税暫定措置法施行令第37条の2関係）
6. 経済連携協定に基づく関税の緊急措置を発動する場合等の告示事項として、措置等の対象国を追加することとする。（経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令第2条及び第4条関係）
7. 環太平洋協定において関税割当制度の対象としている物品の指定及びその割当ての方法等に関する所要の規定を整備することとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第1条～第3条及び別表第1関係）
8. 申告原産品が環太平洋協定に基づく本邦の原産品（特定原産

品) でなかったこと等の通知に係る期間等に関する所要の規定を設けることとする。(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第7条等関係)

9. その他所要の規定の整備を行うこととする。

10. この政令は、別段の定めがある場合を除き、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)の施行の日から施行することとする。(附則第1項関係)